○**文部科学省告示第百十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表の下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（彫刻の部）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者
木造不動明王坐像及四脇侍立像　五軀 不動光背裏に宝山湛海の銘がある	昭和二十四年文部省告示第百四十八号	銅造倶利迦羅竜剣　一基	木造不動明王及脇侍像　五軀 不動明王光背裏に本尊火光湛海自作の刻銘がある 銅造倶利迦羅竜剣　一基 （本堂安置）	宗教法人宝山寺

所有者の住所
奈良県生駒市門前町一―一

（古文書の部）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者
一休宗純墨蹟　寄三途河御阿姑（文明二年仲春九日）　一幅	昭和二十四年文部省告示第二十九号	真珠庵文書　八十一巻、四十三冊、十帖、四十四幅、九百二十七通、三十八枚	真珠庵文書（千三百三十九通）　八十一巻、四十三冊、十帖、四十五幅、九百二十七通、三十八枚	宗教法人真珠庵

所有者の住所
京都府京都市北区紫野大徳寺町五二

○**文部科学省告示第百十六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
絹本著色仏涅槃図命尊筆　一幅	独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
絹本著色仏涅槃図　一幅	宗教法人**汾**陽寺	岐阜県関市武芸川町谷口一八一一―一
絹本著色弘法大師像 画中に泉涌寺等の墨書がある　一幅	宗教法人大宝院	三重県津市大門三二―一九
絵になる最初竹内栖鳳筆　大正二年 絹本著色 附　画稿　一幅	京都市（京都市美術館保管）	京都府京都市中京区上本能寺前町四八八
絹本著色仏涅槃図　一幅	宗教法人西念寺	京都府京都市下京区高倉通五条下る堺町三五
絹本著色無準師範像 宝祐二年師古の賛がある　一幅	宗教法人東福寺	京都府京都市東山区本町一五―七七八
連福田平八郎筆　昭和七年 絹本白金地著色　一面	大阪市（大阪新美術館建設準備室保管）	大阪府大阪市北区中之島一―三―二〇
紙本墨画蓮図能阿弥筆 自詠和歌及七十五歳の款記がある　一幅	公益財団法人正木美術館	大阪府泉北郡忠岡町忠岡中二―九―二六